

特定非営利活動法人
キャリアコンサルティング協議会会長 殿

厚生労働省人材開発統括官
(公 印 省 略)

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件」の制定等について

平素よりキャリアコンサルタント登録制度の円滑な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、「令和 6 年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 6 年政令第 5 号）を、別添 1 のとおり、令和 6 年 1 月 11 日付けで公布し、同日から施行したことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。別添 2 を参照。）の規定の一部を、令和 6 年能登半島地震による災害に適用することとなった。

具体的には、法第 2 条第 1 項の特定非常災害として令和 6 年能登半島地震による災害を指定し、その被害者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置を行うものである。

これを受けて、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同条第一項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を令和六年六月三十日とする措置を指定する件」（令和 6 年厚生労働省告示第 7 号。以下「告示」という。）を、別添 3 のとおり令和 6 年 1 月 16 日付けで告示した。

この告示においては、特定権利利益に係る期間の延長の満了日を令和 6 年 6 月 30 日とする措置の対象として、令和 6 年能登半島地震に際し、特定被災区域（※）内に居住地を有する者について、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「能開法」という。）第 30 条の 19 第 1 項の規定に基づくキャリアコンサルタントの登録を指定した。

（※）特定被災区域とは、令和 6 年能登半島地震に際し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）を適用した市町村の区域である。更新しうるため、内閣府防災情報のページ（https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html）を参照すること。

これらに伴うキャリアコンサルタント登録制度に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、各キャリアコンサルタント、関係団体等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 告示により存続期間等の満了日を延長した特定権利利益のうち、能開法及び職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「能開則」という。）の規定に基づくものは以下のとおりである。

(1) キャリアコンサルタント試験に合格した日から更新講習を受講せずに登録を行うことが可能である期間（能開法第30条の19第1項、能開則第48条の17第5項）

これにより、特定被災区域内に居住する者について、キャリアコンサルタント試験に合格した日から起算して、令和6年1月1日から同年6月29日までの間に5年を経過する者については、同年6月30日まで、能開則第48条の17第5項で準用される同条第1項の講習を受けることなくキャリアコンサルタントの登録を行うことができることとする。

(2) キャリアコンサルタントの登録の有効期間（能開法第30条の19第3項及び第4項、能開則第48条の17第1項及び第3項、第48条の18）

これにより、特定被災区域内に居住する者に係るキャリアコンサルタントの登録の有効期間について、令和6年1月1日から同年6月29日までの間に満了日が該当する場合、満了日が同年6月30日まで延長され、対象者から更新の申請があった場合には、延長後の有効期間を前提として更新の手続を行うこととなる。このため、更新後の有効期間は、令和6年7月1日から起算することとなる。告示の適用日前に更新の申請がなされた場合（その有効期間が令和6年1月1日以後に満了するものに限る。）であって、登録が完了していないものについても同様である。

ただし、能開則第48条の17第1項に基づき更新講習を受ける期間の起点（有効期間が満了する日の5年前）及び同条第3項に基づくキャリアコンサルティングに関する1級又は2級の技能検定に合格した者に対する更新講習の免除の適用については、延長前の有効期間に基づいて判断するものとする。

2 個別の申出による期限の延長

法第3条第3項により、告示により指定された特定権利利益及び対象者以外であっても、特定非常災害の被害者から、特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出があったものについては、令和6年6月30日までの期日を指定して個別にその満了日を延長することができる。

このため、特定被災区域外に居住地を有する者であっても、令和6年能登半島地震の被害を受けた者（以下単に「被害者」という。）から、令和6年1月1日から同年6月29日

までの間に満了日が到来する1（1）及び1（2）の期限について、その延長を必要とする理由を記載した書面により同年6月29日までに期限の延長の申出があったものについては、令和6年6月30日までの期日を指定して、その満了日を延長することとする。

なお、書面の作成に当たっては、被害者に特段の手間をかけることのないよう、延長を求める申請の内容、被害者である旨等必要な事項が簡潔に記載されていれば、事足りるものとして、貴協議会においては、各被害者に過大な負担を課さないよう留意すること。